

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【公開番号】特開2015-29778(P2015-29778A)

【公開日】平成27年2月16日(2015.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-010

【出願番号】特願2013-162496(P2013-162496)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月26日(2015.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

図柄を変動させて行う図柄変動ゲームを表示する表示手段を備え、前記図柄変動ゲームにおいて予め定めた大当たり表示結果が表示された場合には、遊技者に有利となる大当たり遊技が生起される遊技機において、

前記図柄変動ゲームが大当たりとなるか否かを判定する大当たり判定手段と、
演出を実行する演出実行手段と、
特殊条件の成立により特殊演出を前記演出実行手段に実行させる制御を行う演出制御手段と、

図柄変動ゲームの実行回数を所定期間ににおいて累積して計数する実行回数計数手段と、
前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となった場合、前記実行回数計数手段によって計数された図柄変動ゲームの実行回数が規定実行回数に達したか否かを特定する実行回数特定手段と、を備え、

前記特殊演出には、前記特殊条件のうち第1特殊条件の成立により実行される第1特殊演出と、前記第1特殊演出とは異なり前記特殊条件のうち第2特殊条件の成立により実行される第2特殊演出とが含まれてあり、

前記第1特殊条件は、前記実行回数特定手段によって前記実行回数が規定実行回数に達していないと特定されることで成立する条件であり、前記第2特殊条件は、前記実行回数特定手段によって前記実行回数が規定実行回数に達していると特定されることで成立する条件であり、

前記演出制御手段は、前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となった場合、前記第1特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第1特殊演出を実行させる制御を行う一方で、前記第2特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第2特殊演出を実行させる制御を行う遊技機。

【請求項2】

遊技状態の制御を行う遊技状態制御手段を備え、

前記実行回数計数手段は、不利な遊技状態において前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となり、該判定結果に基づく大当たり遊技の終了後に有利な遊技状態に移行された場合には、再度不利な遊技状態に移行するまでを前記所定期間として図柄変動ゲームの実行回数を累積して計数する請求項1に記載の遊技機。

【請求項 3】

前記実行回数特定手段によって前記規定実行回数に達していないと特定された場合には前記規定実行回数に達しない第1規定範囲に対応して所定の大当たりに当選した第1大当たり回数を計数するとともに、前記実行回数特定手段によって前記規定実行回数に達していると特定された場合には前記規定実行回数に達する第2規定範囲に対応して所定の大当たりに当選した第2大当たり回数を計数する大当たり回数計数手段と、を備え、

前記演出制御手段は、前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となった場合、前記実行回数特定手段によって前記図柄変動ゲームの実行回数が規定実行回数に達していないと特定され、前記大当たり回数計数手段によって計数された第1大当たり回数に基づく前記第1特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第1特殊演出を実行させる制御を行う一方で、前記実行回数特定手段によって前記図柄変動ゲームの実行回数が規定実行回数に達したと特定され、前記大当たり回数計数手段によって計数された第2大当たり回数に基づく前記第2特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第2特殊演出を実行させる制御を行う請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記問題点を解決する遊技機は、図柄を変動させて行う図柄変動ゲームを表示する表示手段を備え、前記図柄変動ゲームにおいて予め定めた大当たり表示結果が表示された場合には、遊技者に有利となる大当たり遊技が生起される遊技機において、前記図柄変動ゲームが大当たりとなるか否かを判定する大当たり判定手段と、演出を実行する演出実行手段と、特殊条件の成立により特殊演出を前記演出実行手段に実行させる制御を行う演出制御手段と、図柄変動ゲームの実行回数を所定期間において累積して計数する実行回数計数手段と、前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となった場合、前記実行回数計数手段によって計数された図柄変動ゲームの実行回数が規定実行回数に達したか否かを特定する実行回数特定手段と、を備え、前記特殊演出には、前記特殊条件のうち第1特殊条件の成立により実行される第1特殊演出と、前記第1特殊演出とは異なり前記特殊条件のうち第2特殊条件の成立により実行される第2特殊演出とが含まれてあり、前記第1特殊条件は、前記実行回数特定手段によって前記実行回数が規定実行回数に達していないと特定されることで成立する条件であり、前記第2特殊条件は、前記実行回数特定手段によって前記実行回数が規定実行回数に達していると特定されることで成立する条件であり、前記演出制御手段は、前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となった場合、前記第1特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第1特殊演出を実行させる制御を行う一方で、前記第2特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第2特殊演出を実行させる制御を行うことを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記遊技機について、前記実行回数特定手段によって前記規定実行回数に達していないと特定された場合には前記規定実行回数に達しない第1規定範囲に対応して所定の大当たりに当選した第1大当たり回数を計数するとともに、前記実行回数特定手段によって前記規定実行回数に達していると特定された場合には前記規定実行回数に達する第2規定範囲に対応して所定の大当たりに当選した第2大当たり回数を計数する大当たり回数計数手段と、を備え、前記演出制御手段は、前記大当たり判定手段による判定結果が肯定となった場合、前記実

行回数特定手段によって前記図柄変動ゲームの実行回数が規定実行回数に達していないと特定され、前記大当たり回数計数手段によって計数された第1大当たり回数に基づく前記第1特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第1特殊演出を実行させる制御を行う一方で、前記実行回数特定手段によって前記図柄変動ゲームの実行回数が規定実行回数に達したと特定され、前記大当たり回数計数手段によって計数された第2大当たり回数に基づく前記第2特殊条件の成立によって前記演出実行手段に前記第2特殊演出を実行させる制御を行う構成としてもよい。